

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会
ヒアリング資料

平成20年1月8日

厚生労働省

厚生労働省における現行の退職手当支給制限・返納等に関する制度の運用状況

1 支給制限・返納事案件数(厚生労働省:平成20年1月7日現在)

	支給制限		調整額不支給	返納
	懲戒免職	失職		
平成15年度	18	15	—	1
平成16年度	12	9	—	1
平成17年度	20	17	—	0
平成18年度	12	9	1	1
平成19年度	10	7	1	0

(注1) 国家公務員退職手当法(以下「法」という。)8条1項において、①懲戒免職処分を受けた場合、②禁固以上の刑に処せられたこと等により失職した場合、③同盟罷業を行ったこと等により退職した場合に退職手当は支給しないとされており、上表の「支給制限」は①+②+③、「懲戒免職」は①、「失職」は②に係る件数である。

(注2) 法8条2項(平成18年4月～)において、非違により退職した場合で、当該非違により懲戒免職以外の懲戒処分を受けていた場合は、退職手当のうち調整額に相当する部分は支給しないとされており、上表の「調整額不支給」は当該不支給件数である。

(注3) 法12条の3において、退職手当の支給後に退職者が在職期間中の行為について禁固以上の刑に処せられた場合は、退職手当の返納を命ずることができるとされており、上表の「返納」は当該返納命令件数である。

2 一時差止め件数(厚生労働省:平成20年1月7日現在)

	一時差止め				起訴による不支給
		差止め取消(支給)	禁固刑以上確定(不支給)	捜査中・上告中	
平成15年度	0	0	0	0	0
平成16年度	0	0	0	0	0
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	1	0	1	0	0
平成19年度	0	0	0	0	0

(注1) 法12条の2において、退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関して逮捕されたとき、又は、犯罪があると思料するに至ったときであって、退職手当を支給することが公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認められるときは支給を一時差止め(禁固以上の刑が処せられないことが確定した場合等は支給)とされており、上表の「一時差止め」は、当該差止め件数である。

(注2) 法12条において、職員が起訴され、判決が確定する前に退職した場合、又は職員が退職した後、退職手当が支給される前に在職期間中の行為について起訴された場合は、退職手当を不支給とする(禁固以上の刑が処せられないことが確定した場合は支給)とされており、上表の「起訴による不支給」は、当該不支給件数である。

前九州厚生局長が金品を受領していた問題に関する措置について(概要)

平成 19 年 8 月 30 日に、前九州厚生局長（厚生労働省を平成 19 年 8 月 24 日付け退職）が、元社会福祉法人理事長の Y 氏から金品を受領していたと報道された件に関し、厚生労働省としての措置について、平成 19 年 9 月 13 日にとりまとめたところ、その概要は、以下のとおり。

1 事案の概要

- 前九州厚生局長が、元社会福祉法人理事長の Y 氏から、平成 9 年、平成 12 年、平成 17 年にそれぞれ中古車を 1 台ずつ譲り受けるなど金品を受領していたほか、リフォームの費用 1, 500 万円を妻名義で借用していた。
- Y 氏は、前九州厚生局長の親戚（妻同士が従姉妹）であり、前九州厚生局長が旧厚生省に入る前から 35 年にもわたる親しい親戚づきあいがある。
- Y 氏の社会福祉法人に対して、平成 14 年度以降、国から合計 10 億 7 千万円の福祉施設の補助金が支出されているが、当時、前九州厚生局長には補助金に関する職務権限はなかった。
- しかしながら、前九州厚生局長と Y 氏が、国家公務員倫理法上、利害関係にある間（平成 16 年 7 月～平成 19 年 8 月）に、国産の中古車 1 台（推定価額約 500 万円）のほか、30 万円（推定）の現金等を受領していたことが、国家公務員倫理法上、問題ではないかとされた。

2 厚生労働省の措置

前九州厚生局長は既に退職しているが、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招いていることに鑑み、国家公務員倫理法の趣旨を踏まえ、在職中であれば国家公務員倫理法上どのように評価されるか厚生労働省において検討し、それと均衡した措置を前九州厚生局長に求めることとした。

仮に在職中であつたとすると停職 10 ヶ月の処分に対応することから、前九州厚生局長に対し、最終官職（九州厚生局長）の 10 ヶ月分の給与及び手当の額に相当する 1, 063 万円を国に自主的に返納することを求めることとした。

前九州厚生局長からは、厚生労働省の求める措置の実施を誓約する旨の回答を得ている。また、Y 氏から譲り受け使用中の中古車及び妻名義で借りた 1, 500 万円についても Y 氏に返還することを誓約するとの回答を得ている。

なお、今後新たな事実が判明した場合には、再度調査を行うこともありうる。

(参考) 前九州厚生局長の職歴

昭和 42 年 4 月	社会福祉事業振興会貸付業務部管理課
昭和 51 年 6 月	厚生省社会局保護課
平成 14 年 8 月	厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
平成 16 年 7 月	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
平成 17 年 10 月	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
平成 18 年 9 月	厚生労働省九州厚生局長
平成 19 年 8 月 24 日	厚生労働省辞職
平成 19 年 8 月 25 日	独立行政法人福祉医療機構採用
平成 19 年 8 月 25 日	独立行政法人福祉医療機構退職